

議案第 17 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める寄附金を定め、その寄附金を寄付金税額控除の対象とするため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「第 2 号に掲げる寄附金」の次に「又は同項第 3 号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金若しくは金銭」を加え、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例(平成 26 年大阪府条例第 135 号)第 2 条の規定により大阪府知事が指定した寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人若しくは団体に対して支出するもの
- (2) 大阪府知事又は大阪府教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 1 条に規定する公益信託の信託財産(信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する信託財産をいう。)とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 23 条の規定は、平成 28 年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 23 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 27 年 1 月 1 日以後に支出する新条例第 23 条第 1 項各号に掲げる寄附金について適用する。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は同項第3号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例(平成26年大阪府条例第135号)第2条の規定により大阪府知事が指定した寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人若しくは団体に対して支出するもの</u></p> <p>(2) <u>大阪府知事又は大阪府教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託の信託財産(信託法(平成18年法律第108号)第2条第3項に規定する信託財産をいう。)とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの</u></p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>